

## 日本国特許庁と英国知的財産庁の特許審査ハイウェイ本格実施について（仮訳）

日本と英国の間の特許審査ハイウェイ（PPH）スキームが試行運用から本格実施に移行することにより、多くの企業が日本と英国における迅速な権利化により利益を得ることになる。このことに関して、本日、英国の知的財産・高等教育担当のデビッド・ラミー大臣と日本国特許庁の南特許技監により発表が行われた。

PPHは、特許を取得するまでの長期で費用のかかるプロセスを効率化することによって、企業や特許庁に資するものである。出願人は、一方の庁から肯定的な審査結果を得た場合に、他庁における対応出願について早期審査を申請できる。これは、特許取得までのプロセスをかなり速めることになる。

デビッド・ラミー大臣は次のように述べた：「滞貨は企業にとって大きく不必要な経済的負担であり、制度に重大な遅れをもたらすものである。我々はその縮小に努めている。」

「特許審査ハイウェイは、重複作業を減らし出願プロセスを速める経済的でより効率的な方法である。今回の合意は、英国と日本の企業に、より早く、コスト効率が良く、また高品質な特許保護を保証するものである。」

「日本との本格実施は、両国の関係を強化し、グローバルな特許制度の改善へ向けて力を入れていく姿勢を示すものである。」

日本国特許庁の南特許技監は次のように述べた：「PPHの本格運用についての合意は、両庁が日本と英国の産業が素早くかつ便利に特許権を取得することを助け、それにより発明と技術革新を刺激し、報償するものである。今回の合意は国際的な特許審査を効率化し、グローバルな特許審査ハイウェイネットワークを強化するものである。」